

令和4年（行ウ）第35号 建物解体撤去等差止請求事件

原告 野地秀一外86名

被告 北海道

## 第4準備書面

令和5年2月1日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

(主任) 原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

- 1 被告北海道は、その準備書面(1)において、「原告らの主張を見ても、道民の利益といった抽象的な集団的な利益と一線を画する原告ら一人ひとりの個別的利益が何ら明らかにされたとはいえない。」(7頁)と批判する。
- 2 ところで、原告らは、第3準備書面において、「法律上の利益が多数の住民に認められるにしたがい、個々の利益が希釈化される」(5頁)と主張したが本書面で撤回する。原告らの個別的利益は何ら希釈化されてはいない。

- 3 原告らは、原告らが有する「法律上の利益」について、これまでの準備書面において北海道百年記念塔が有する歴史的文化的価値を享受しながら北海道百年記念塔と共に生きていくことである主張した。
  
- 4 北海道百年記念塔の存在そのものだけで歴史的文化的価値は生まれない。北海道百年記念塔に歴史的文化的価値を感得しうる人がいて初めて北海道百年記念塔の歴史的文化的価値は成立する。このことは、いかに素晴らしい歴史的文化的価値を有する芸術作品がこの世に存在していたとしても、誰の目にも触れることなく誰の耳にも聞かれることもなく誰にも評価されることのない状態では、未だ歴史的文化的な価値がないと同然であることを考えれば明らかである。どのような素晴らしい芸術作品であったとしても、それが多くの人の目に触れ耳で聞かれ何らかの形で感得され様々に評価されて初めて歴史的文化的価値が形成されていくのである。つまり、主体がある客体の存在を見聞する等して感得し評価し、その客体に歴史的文化的価値を見出す多くの主体がいて初めて客体は歴史的文化的遺産になるのである。
  
- 5 なお、人間が外的存在に対して歴史的文化的価値を感得するに至るには、ただ黙って外的存在を見たり聞いたりすればよいというものではない。そこに何らかの価値を見出すには、長い時間をかけた教育や研究や知的訓練や努力が不可欠なのであり、それなしに人間が深く歴史的文化的価値を理解することなど到底かなわない。現代の多くの人が歴史的文化的価値に対して無関心だということは、そういうことである。しかし、本当にそれでいいのかを問われなければならない。先にも述べたように、1日にして文化も歴史も成立しない。一日にしてなるようなものを文化だの歴史だのと言うのは背理である。
  
- 6 既に北海道の開拓の象徴として50年以上を道民と共に生き歩んできた北海道

百年記念塔について、北海道の役人と知事は、いい加減で杜撰な管理をしてきた自らの責任を棚に上げ、捏造された維持費と解体費の比較を下に、その歴史的文化的価値について一顧だにすることなく、破壊しようとしており、原告らはそのような暴挙を決して許すことはない。原告らは、手段が尽きるまで闘いを継続していく覚悟である。

- 7 つまり、原告らにおいては、被告北海道が北海道百年記念塔を解体撤去することを目の当たりにして、改めて北海道百年記念塔の存在とその歴史的文化的価値を再確認し、被告北海道に解体させてはいけないと理解し決断したからこそ、本件差止め訴訟を提起したのである。したがって、本件差止め訴訟の原告となった者は、北海道の住民でありながら原告とはならなかった者すなわち北海道百年記念塔には無関心な者あるいは北海道百年記念塔には何ら価値を認めようとしなない者（民主政の社会において一定の割合でそのような者が存在することは当然であり、存在しなければ民主政とは言えない）と比較すれば、原告らが北海道百年記念塔の歴史的文化的価値をかけがえのないものとして再確認し、その恩恵をこれからも享受していくことを強く願っていることは明らかであり、そこに他の者と比較して強固な個別的利益が存在している。

このような原告らに対し、道民の利益といった抽象的な集団的な利益と変わらないなどと批判することは、北海道の道民であり北海道の歴史的文化的遺産を継承していこうとする原告らに対する最大限の侮辱である。

- 8 したがって、原告らの「法律上の利益」は何ら希釈化などしていない。むしろ、原告らが被告北海道の手によって北海道百年記念塔という文化遺産が浪費され、なおざりにされ、品位を落されて、辱めを受けている事実に対して、司法の場で敢然と抗議をしているのであるから、本件差止め訴訟の原告となったこと自体が、原告ら一人ひとりの個別的利益を完全に明らかにしている。原告らが本件差止め

訴訟を提起しなければ、これまでのように広くマスコミに取り上げられることもなく、多くの賛同者から資金や協力を得ることもなく、北海道の住民のみならず北海道出身の道外の住民も支援し裁判所の法廷のみならず廊下に至るまで裁判傍聴者で溢れることもなく、図書館や博物館の収蔵庫に死蔵されることすらなく、北海道百年記念塔は誰にも省みられることもないうちに何もなかったかのように被告北海道によって解体撤去されていたのである。

仮に、そのような事態になれば、そのことにより日本中の国民及び日本在住の外国人に対して、我々北海道民の文化的退嬰を赤日の下に晒し、我々北海道民の名誉と矜持は恥辱にまみれ地に落ちてしまっていたのである。

- 9 原告ら代理人としては、以上についてはごくごく当たり前のことを論じたつもりではあるが、地方の一介の老弁護士が何を主張しようと説得力がないことを強く危惧するので、敢えてフランス文学の泰斗で第69回の読売文学賞を受賞した東京大学名誉教授であった故穂苅瑞穂の「ポール・ヴァレリーの遺言」(甲25)の一節を以下に引用する。歴史や文化は一朝一夕には生まれえない。我々北海道民の歴史や文化は、全て我々北海道民の肩にかかっているのである。

「要するに、文化というものは、先人たちが創造し、遺していったもろもろの物的作品に加えて、それを享受するために必要となる、ひと口にいつてしかるべき経験と教養を身につけた人間との二つの条件から成り立っている。ただし多くの場合、わたしたちは、文化というとき、過去から伝わった物的作品の存在にばかり目が行って、それを活用するもう一方の人間の存在を忘れがちになる。しかし、文化という資本に血を通わせるかどうかはひとえにわたしたち人間にかかっている、それを思えば、いま文化について問うべきことはこういうことになるだろう。現代人は、現代社会が突きつける喧騒やあくどい感覚や目まぐるしい変貌に翻弄されながら、それでも文化という遺産を畏敬と愛情をも

って享受しているかどうか。そして、この問いについて忌憚なく言わせてもらえば、現代人は現代社会のスピードや手軽さや絶え間ない変化の風潮に晒されるうちに、徐々にそれを当たり前感じて、むしろ現代風の生き方として受け入れるようになってゆく。それゆえ長い時間をかけて築かれた文化は性急な現代人から敬遠され、疎んじられる羽目になった。

たとえば、本は字が読めさえすれば、だれにでも読めると簡単に思われがちである。しかしそれも本によりけりであって、最近はやりの、どうすれば金持ちになれるかといった類いの本ならば、だれにでも読める代わりに、それは本のうちに入らない。本と言われるほどの本であれば、それを読んで堪能するには、ヴァレリーが指摘したとおり、習慣や知的訓練や約束事を身につけることが要求される。かつて日本ではそうした条件を満たした人を指して素養があると言ったものである。

ところが、その条件を満たすにはそれなりの努力が前提にあることが忘れられているか、あるいは勝手に無視されている。だから手っ取り早く本を愉しもうと思うものがない、それは本が許さない。そこで多くの若者たちは面倒な本を放り出して易きに就こうとする。スピードと手軽さを求めて感覚をいきなり刺激してくれるものに走ってゆく。

かくして最小限の知識も、能力も、経験も必要としない手軽な作品ばかりが持て囃され、それが社会で幅を利かせるようになってゆく。その反面、今日まで営々と継承されてきた文化という資本は敬遠され、あるいは軽視されるに至って、文化は図書館や博物館の収蔵庫に死蔵される運命をたどることになるだろう。

しかし、その死蔵を許さないために、ここであえて現代人がまちがいなく反撥しそうなことを言わせてもらおうと、本というものは、それなりの努力を惜しまなければ何物にも代えがたい悦びを味わわせてくれるものなのである。そしていったんその味を覚えてしまうと、いつしか本を愛し、本を手放すことができなくなっている。そしてこれは本に限った話ではないのである。

実際、そうした努力があったうえで、あなたが、たとえば森鷗外を愛するようになり、『渋江抽斎』の史伝の一節にかつて日本語が達したことのない表現の強靱さに打たれるとき、あるいはモーツァルトを愛し、コンサートホールか自室で「レクイエム」の深遠な旋律がところに沁みとおるとき、あるいは中宮寺の弥勒菩薩像の前であの静かな沈思と神々しい優美さにところを洗われるとき、文化などという言葉が口から出る前に、そこに文化が現実のものとして存在している。だから文化の実質というのは、昔からわたしたち人間が、ただ精神の悦びを味わうために過去のもろもろの「資本」である作品を享受する知的営みの積み重ねのなかにしか存在しないのである。その一つ一つの営みは本質的に内面的なものであり、それゆえ人の目を引かない静かなものであって、それが文化というものである。これに対して、外にむかってブンカ、ブンカと宣伝し、騒ぎ立てるようなところに、文化が存在した例しは一度もなかった。

ヴァレリーは、わたしたちが長年親しんできたこうした文化の資本がいまや「危機に瀕している」ことを聴衆に訴えて、次のようにきびしい判断を下していた。「われわれの文化の資本は、われわれすべての手によって浪費され、なおざりにされ、品位を落とされています。こうした文化崩壊の進行には歴然たるものがあります」（「精神の自由」）

これが彼が見た文化の現実であって、彼の目に、文化は病み衰えて、崩壊し

つつあったのである。」(170～173頁)

以上

立 証 方 法

証 拠 説 明 書 記 載 の と お り

付 属 書 類

1	証 拠 説 明 書	1	通
2	甲 第 2 5 号 証 写	1	通